

西原町地域活性化対策事業運営補助業務仕様書

1. 業務名

西原町地域活性化対策事業運営補助業務

2. 業務期間

契約確定の日から、平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

3. 目的

本事業を通じて、本町の強みを活かした独自の観光コンセプトを町内事業者・町民や県外の専門家の知恵を結集して固め、実践していくことで魅力ある観光コンテンツを開発する。また、本協議会の運営を担う人材の発掘や、観光振興を担う企業との連携を通じて協議会の組織力・経営基盤を高め、法人化（観光協会設立）を目指す。

4. 業務内容

(1) 業務実施計画

本業務の円滑な遂行と充実した成果を作成するために、目的やその手法について整理し、適切な人員配置・工程計画等を立案し『業務実施計画書』としてとりまとめ、変更があった場合、順次その修正を行う

(2) 地域の活動計画策定

1) セミナー・ワークショップの開催

「地域の活動計画策定」のために村内関係者の観光振興・まちづくりに関する関心を高めるためのセミナー及びワークショップを開催する。

開催回数：4回 参加人数：のべ 60 名

2) 地域の活動計画書作成

セミナー・ワークショップで村内関係者と話し合われた内容を元に「地域の活動計画書」を作成する。

(3) 地域の合意形成および普及啓発支援

1) 定例会議の実施

協議会が持続的に発展するために必要な組織力を高められるように定例会議を開催し、関係者の連携を高める。

2) 農家、一般家庭に向けた観光振興個別相談の実施

セミナー・ワークショップ等を経て、農泊を含めた観光事業に取り組む意欲のある農家や一般家庭に対して、個別支援を実施する。

(4) 実証活動支援

1) 農泊の体制構築支援

農泊を西原町で実現させるために農泊説明会の開催、簡易宿所取得支援、農泊ガイドライン作成等を行う。

2) プログラム構築支援

協議会の将来的な収益事業となることを目指した観光プログラム構築を支援する。協議会の他、他団体との連携が必要なプログラムに関しては、連携先の選定や協働のための調整も支援する。なお、現在想定しているプログラムは下記のとおり。

「教育民泊」

西原町でのありのままの日常を体験する中で、子どもたちの人間力を養うプログラム。

「海や農地でダイエット」

パーソナルトレーナー監修の元取り組む西原町のビーチや畑を活用したダイエットプログラム。痩せたくても自分自身に甘く諦めていた人が集まり、メンバー同士が相互支援の元、ダイエットに成功する感動体験を演出する。

「農地レンタル」

都市部在住の住民に対し西原町の農地を貸し付け、週末ごとに通って栽培をする農地レンタル事業を行う。日々の肥培管理は地域の農家が行い、農業の楽しさや食育について体験できる機会を創出する。

「おしごと体験わくわくワーク」

地域の農家や企業と協働で小学生を対象に各種仮想店舗を出店する。畑での収穫・出荷から、八百屋での卸売・流通、たこ焼き屋などの加工・販売・消費を一連の仕事として体験することで、農業の大切さや働くことの楽しさを体験する。

3) 教育民泊モニターツアー実施支援

教育民泊のモニターツアーの実施を支援すると共に、実施後に成果と課題を整理し、更なる改善策を検討する。

4) 販売チャンネル構築支援

観光プログラム販売サイト（B to C）や旅行代理店（B to B）等の販売チャンネル構築を支援する。

5) プロモーション活動支援

インターネット広告を活用したプロモーションの実施を支援する。

(5) 事業実施報告書の提出

業務遂行の状況が分かる事業実施報告書を、業務委託期間内に協議会へ提出する。

5. 費用

当該委託業務に係る必要な費用について見積もることとする。

なお、本複数社の見積書を費用対効果の観点から精査し、最も優れた提案者を選定する。

6. 協議・打合せ等での説明

業務における協議・打合せは、業務着手時及び成果品納品時に行うほか、随時、業務の進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料、情報の提供を行うものとする。

7. 権利義務の譲渡等

受託者はこの契約に生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、本町の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 成果品

履行期限までに下記を提出すること。

(1) 事業実施報告書 (紙およびPDF)

9. 納品先

西原町観光まちづくり協議会事務局 (西原町役場建設部産業観光課内)

10. 検査等

成果品の納品後、西原町の検査に合格したことで、本委託は終了することとする。

11. 機密保持

(1) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に協議会の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(2) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人(秘密情報を知得後退職した者も含む。)に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

(3) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等(以下、「秘密情報資料」

という。) について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理しなければならない。また、本業務が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。